

令和4年度 笠岡市妊産婦医療費助成事業について

妊娠をきっかけに発症する対象疾患について、自己負担金の一部を補助します。次の内容をお読みいただき、お手続きをしてください。

1 対象者

- ・笠岡市に住所を有する妊婦及び産婦の方
- ・申請日において対象者及び世帯員に市税等の滞納がない方

2 対象期間

母子健康手帳の交付を受けた月の初日または転入日から、出産（流産及び死産を含む）した日の翌月の末日まで

令和4年4月1日以降に受けた治療が対象です。令和4年3月31日までに受けた治療については対象になりませんので、ご注意ください。

3 対象疾患

・妊娠貧血 ・切迫早産・流産 ・産科出血
※産科・婦人科での受診に限ります。

4 助成額

1回の妊娠・出産につき8万円まで

5 助成対象範囲

治療にかかった費用のうち、医療費の自己負担分。

※食事代や、妊婦健診料、薬の容器代、差額ベッド代、おむつ代等保険診療外の費用（自己負担10割のもの）は助成対象とはなりませんので、ご注意ください。

6 申請期間

治療の終了した日の翌月から12か月後まで（※高額医療費がある場合は交付決定通知の到着後）

7 申請時に必要なもの

①母子健康手帳 ②印鑑（認印）③健康保険証 ④妊産婦名義の預金通帳

⑤受診証明書（産科・婦人科の病院に証明していただきます。

※文書料は補助の対象外です。）

⑥領収証（原本）⑦領収明細書 ⑧申請書 ⑨請求書 ⑩高額療養費や給付金の支給決定通知書、限度額適用認定証など（該当者のみ）

※申請書、受診証明書、請求書は笠岡市の子育て支援課で配布しています。また、ホームページからダウンロードできます。

※高額療養費等に該当した場合（入院治療や手術を受けた場合など）は、加入している健康保険組合等から支給される高額療養費等が優先されます。該当した場合は、申請時に高額療養費支給決定通知書等の添付が必要ですので、支給決定後（約3か月後）に助成申請をしてください。

8 提出先

笠岡市こども部子育て支援課

【申請窓口・問合せ先】

〒714-8601 笠岡市中央町1番地の1

笠岡市こども部子育て支援課

TEL:0865-69-2132